

ジャンボタニシの駆除等に必要な薬剤費を一部補助します

福崎町営農対策推進協議会ではジャンボタニシ対策として、ジャンボタニシの防除及び殺貝を目的に散布した薬剤購入費の一部を補助する制度「ジャンボタニシ防除対策事業」を新たに実施します。

※令和3年度～令和5年度までの補助制度になります。

○事業内容

春駆除：ジャンボタニシを防除又は駆除するため、水稻の作付け時期に薬剤や石灰窒素を散布する

秋駆除：ジャンボタニシを防除又は駆除するため、水稻を作付けしていない時期に湛水を行い、石灰窒素を散布する

* 補助対象薬剤は、農林水産省に登録されているジャンボタニシの防除又は殺貝を目的とした薬剤とします。

○補助対象（以下の3条件を全て満たす場合に限る）

- ・ 町内の農地で水稻生産を行う者又は団体
- ・ 実際にジャンボタニシが発生している田又はその近隣で発生の恐れがある田
- ・ 申請年度の4月1日以降に補助対象薬剤を購入し散布した者又は団体

○補助対象経費

補助率 (A)	上限額 (B)
補助対象薬剤購入費の 2分の1以内	2,200円/10a

* 100円未満の端数がある場合は切り捨て

* AとBを比較し、少ない方の額が補助金額となります。

○申請必要書類

- ① 交付申請書（農林振興課窓口設置、又はホームページに掲載の様式）
- ② 薬剤購入にかかる領収書又は納品書（購入日や商品名、金額の分かるもの）
- ③ 使用済みの薬剤空袋の写真又は散布後の田の写真（複数の時は1箇所の田で可）

○申請期限

春駆除：令和4年8月31日まで

秋駆除：令和4年11月1日から令和4年12月28日まで

○提出・問い合わせ先

福崎町営農対策推進協議会（役場 農林振興課内）

福崎町南田原3116-1

0790-22-0560（内線315）